

「中野区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」の策定について

中野区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について、パブリック・コメント
手続を経て策定したので報告する。

1 意見募集手続実施結果

- (1) 意見募集期間 令和 3 年 2 月 5 日(金)から 2 月 26 日(金)まで
- (2) 提出された意見数 0 件

2 計画(案)からの主な変更点
なし

3 中野区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画
別紙のとおり

4 今後の予定
令和 3 年 3 月 パブリック・コメント手続の実施結果及び計画の公表

中野区高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画

令和3年(2021年)3月

中野区

目 次

| | | |
|------------|--|-----------|
| 第1部 | 計画の理念と基本目標 | 1 |
| 1 | 計画の概要 | 2 |
| (1) | 計画の趣旨と位置づけ | 2 |
| (2) | 計画の期間と進捗状況の確認（PDCAサイクルの推進・好循環） | 3 |
| 2 | 中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の理念、基本目標と地域包括ケアシステム | 4 |
| (1) | 基本目標 | 4 |
| (2) | 地域包括ケアシステムの発展・充実 | 5 |
| (3) | 全世代向け地域包括ケアシステムの展開と高齢者対策 | 6 |
| (4) | 区の推進体制 | 6 |
| 3 | 中野区を取り巻く状況、20年後の姿 | 8 |
| (1) | 人口の推移と予測 | 8 |
| (2) | 世帯数の推移 | 9 |
| (3) | 高齢者世帯数の推移 | 9 |
| (4) | 死亡要因 | 10 |
| (5) | 健康状態について | 10 |
| (6) | 介護保険被保険者数の推移と予測 | 11 |
| (7) | 介護保険要支援・要介護認定者数の推移と予測 | 12 |
| (8) | 認知症が疑われる高齢者の割合 | 13 |
| (9) | 認知症についての理解度 | 14 |
| (10) | 日常生活圏域について | 15 |
| (11) | 区内介護保険施設の状況 | 16 |
| (12) | 介護保険施設等入所者数 | 17 |
| 4 | 中野区のこれまでの取組と20年後を見据えた課題 | 18 |
| (1) | 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステムの成果と2040年を見据えた課題 | 18 |

| | | |
|------------|--------------------------------|-----------|
| (2) | 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成..... | 19 |
| (3) | 災害や感染症発生時等、非常時における対応策..... | 19 |
| (4) | 本計画の施策体系..... | 19 |
| 第2部 | 高齢福祉施策の展開..... | 21 |
| 第1節 | 個別施策..... | 23 |
| 課題1 | 総合的な介護予防・生活支援..... | 23 |
| <施策1> | 総合的な介護予防・生活支援の推進..... | 25 |
| <施策2> | 生きがいつくりの支援..... | 27 |
| 課題2 | 在宅医療と介護の連携..... | 28 |
| <施策1> | 在宅医療・介護連携体制の推進..... | 30 |
| <施策2> | 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進..... | 32 |
| 課題3 | 認知症対策と虐待防止..... | 33 |
| <施策1> | 認知症とともに暮らすための地域支援体制の構築..... | 35 |
| <施策2> | 高齢者の虐待防止..... | 37 |
| 課題4 | いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備..... | 39 |
| <施策1> | 在宅生活を支援するサービスの充実..... | 41 |
| <施策2> | 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいの確保..... | 43 |
| <施策3> | 入所型施設の整備促進..... | 45 |
| <施策4> | 災害や感染症等の発生に備えた体制整備..... | 47 |
| 課題5 | 介護保険制度の適正な運営..... | 48 |
| <施策1> | 介護保険制度の適正な運営..... | 51 |
| <施策2> | 介護サービス事業所の支援と質の向上..... | 55 |
| 第2節 | 介護サービス等の見込量..... | 57 |
| 1 | 第8期(令和3～5年度)の介護保険料見込みについて..... | 57 |
| 2 | 介護給付・介護予防給付の見込量..... | 58 |
| (1) | 介護給付の見込み..... | 58 |
| (2) | 介護予防給付の見込み..... | 59 |
| 3 | 介護給付・介護予防給付の見込み..... | 60 |
| (1) | 居宅サービス..... | 60 |
| (2) | 居住系サービス..... | 73 |
| (3) | 地域密着型サービス..... | 74 |
| (4) | 施設サービス..... | 82 |
| 4 | 地域支援事業の見込み..... | 85 |
| (1) | 介護予防・日常生活支援総合事業..... | 85 |

| | |
|--|------------|
| (2) 包括的支援事業..... | 93 |
| (3) 任意事業..... | 97 |
| 5 特別給付事業の見込み..... | 103 |
| (1) 短期入所（ショートステイ）送迎..... | 103 |
| (2) 寝具乾燥サービス..... | 104 |
| (3) 訪問理美容サービス..... | 105 |
| (4) 紙おむつサービス..... | 106 |
| 第3節 介護保険事業費の見込み及び保険料..... | 107 |
| 1 介護保険給付費等の見込み..... | 107 |
| 2 介護保険財政..... | 109 |
| 3 保険料基準額の設定方法..... | 110 |
| (1) 段階別介護保険料設定について（基準額の見直しと17段階の継続） | 110 |
| (2) 介護給付費準備基金の活用..... | 110 |
| (3) 低所得者の負担を軽減する公費の活用..... | 111 |
| 4 保険料基準額..... | 113 |
| 5 第8期事業計画期間中の介護保険料..... | 113 |
| 用語解説集..... | 116 |
| (文中に*印のある用語について解説を掲載しています) | |

第1部 計画の理念と基本目標

- 1 計画の概要
- 2 中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の理念・基本目標と地域包括ケアシステム
- 3 中野区を取り巻く状況、20年後の姿
- 4 中野区のこれまでの取組と20年後を見据えた課題

1 計画の概要

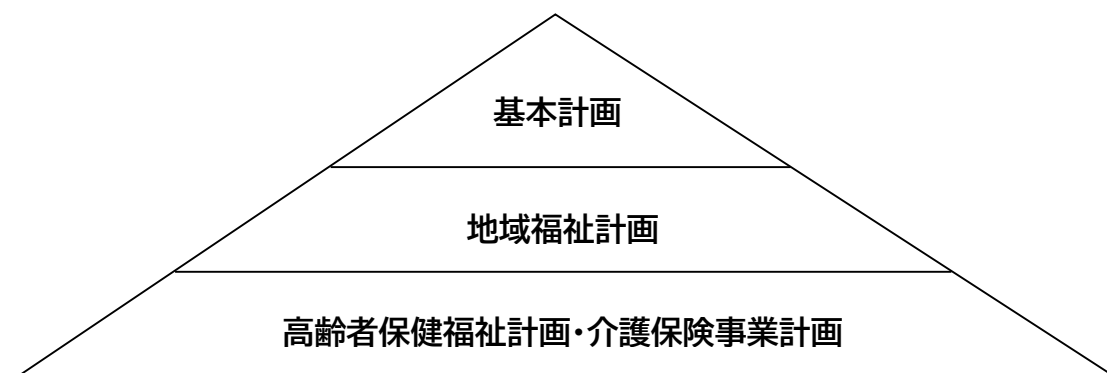
(1) 計画の趣旨と位置づけ

区は、高齢者が住み慣れた地域で最期まで幸せに暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム*」の構築を進めてきました。そして、次のステップとして、高齢者だけでなく障害者や子どもと子育て家庭を含めたすべての人を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進める中で、高齢者の増加に合わせて地域包括ケアをより深化させていきます。

そのためには、平成12年度(2000年度)からスタートした介護保険制度が、介護ニーズの増加に十分に対応できるものである必要があります。これまでも高齢者数の増加や介護保険制度への理解が進むにつれて、介護サービスの利用は年々増加してきました。今後もその傾向は続くものと考えており、高齢者の生活に欠くことができなくなった介護保険制度は、将来にわたって持続させる必要があります。団塊の世代*が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代*が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)を見据えて、国はこれまでも制度の持続可能性の確保を目的とした様々な制度改正を行っていますが、区としても、そのような変化に対応した計画を策定します。

これまで区は、健康福祉総合推進計画と介護保険事業計画を一体的にお示してきましたが、上位計画にあたる新しい基本計画が令和3年度(2021年度)中に策定される見込みである一方、第8期介護保険事業計画は令和2年度(2020年度)中に策定することが法で定められていることから、介護保険事業計画を単独で策定します。また、計画の位置づけとして、高齢者の健康と福祉の増進を図るために老人福祉法で定めることが義務づけられている高齢者保健福祉計画(老人福祉計画)と一体のものとして策定します。

なお、介護予防*は地域づくりといわれるように、介護保険事業計画と密接に関連する地域福祉計画は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の上位に位置づけられる計画ですが、最上位計画である基本計画との整合性を保つため、基本計画の決定に合わせて策定する予定です。



(2) 計画の期間と進捗状況の確認(PDCAサイクルの推進・好循環)

介護保険法第117条において、特別区を含む市町村には3年を1期とした介護保険事業計画の策定が義務づけられていることから、本計画は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間としています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の自立支援・重度化防止の取組を確実に推進するためには、これまでの介護保険事業計画でお示しした内容についての進捗状況を確認し続けることが必要です。

そのために、「PLAN(計画)」「DO(実行)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」の頭文字をとったPDCAサイクル* (計画から改善までを一つのサイクルとして業務の効率化を目指す手法)を活用し、計画で見込んだサービスごとの見込量と実際の利用状況との乖離について原因を追究したり、計画に記載したとおりの取組を実施しても課題が解決されない場合は、より効果的な取組に改めていきます。また、区民や当事者、サービス事業者のほか、計画策定に関わった協議会等に実施状況を報告し意見を聞く等の手法により課題を抽出し、改善に向けた具体的な取組を進めます。なお、この取組は区のホームページ等で定期的に公表します。

また、第8期介護保険事業計画は、制度の持続可能性を確保するために、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度(2025年度)、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年度(2040年度)において必要な介護サービスの量や、制度を支えるために必要な介護保険料の額を推計します。現時点ではあくまでも参考値ではありますが、近い将来を見据えることで、介護予防の重要性や自立支援・重度化防止を図る必要性が明確になるものと考えられます。

2 中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の理念、基本目標と地域包括ケアシステム

(1) 基本目標

中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本目標は、以下のとおりとします。

「住み慣れた地域での生活の継続」

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続するためには、住まい、予防、介護、生活支援、医療等が切れ目なく、一体的かつ効果的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

区は、地域包括ケアシステムの具体的取組として、介護予防や高齢者の在宅生活を支えるための事業等を展開します。

■重点目標

基本目標を達成するための重点目標として以下の4つを掲げます。

- 総合的な介護予防・生活支援の推進
- 在宅医療と介護の連携
- 認知症*対策と虐待防止
- いつまでも安心して暮らし続けていけるための基盤整備

※ ここに掲げる項目の内容については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条に基づき市町村が定める市町村計画の内容を含みます。

(2) 地域包括ケアシステムの発展・充実

区では、すべての区民が尊厳を保って、可能な限り住み慣れた地域で最期まで自分らしく幸せに暮らし続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される仕組み「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

これまで、区や区内関係団体が一体となって、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)以降の急激な高齢者人口の増加に備えるため、喫緊の課題である高齢者に対する仕組みづくりを進めてきました。今後は、これまでの取組を中核的な基盤として、ケアを必要とするすべての人を支援する仕組みへと発展・充実を図り、高齢者だけでなく、障害者や子どもと子育て家庭等、支援を必要とするすべての人を対象とする包括的で重層的な支援体制を構築するとともに、支える側、支えられる側という垣根のない全員参加型の社会を実現し、すべての人が地域で支えあいながら安心して暮らせるまちを目指します。

中野区の地域包括ケアシステムのイメージ図

